

「もうすぐ103万円だから、シフトを減らさなくちゃ」——身の回りで、そんな言葉を聞いたことはないでしょうか。今、配偶者に扶養されている人が働く時には「103万円の壁」があると言われ、年収を103万円以下に抑えて働くことにメリットを感じる人がいる反面、賃金の上昇が妨げられ、もっと働きたい女性の活躍が阻まれているとも考えられています。

103万円の壁



妻(本人)から見た103万円

「103万円の壁」は、本人と配偶者の両方に関係します。平均的な年収のサラリーマンである夫とパートのみで収入を得る妻の世帯の場合、まず、妻(本人)は年収が103万円以下なら所得税を払う必要がありません。これは、税額を計算する時に「基礎控除」と「給与所得控除」という控除が適用されるからで、103万円とはこの二つの合計です。年収が103万円を超えると、妻はその超えた部分についての所得税を払うこととなります。

夫(配偶者)から見た103万円

一方、夫(配偶者)は、妻の年収が103万円以下なら「配偶者控除」という控除によって所得税が安くなります。しかし、103万円超〜141万円未満では適用される控除が「配偶者特別控除」となり、103万円以下では一定だった控除額が妻の年収の増加に応じて減っていくため、夫はそれまでよりも所得税が増えることとなります。

また、勤務先が配偶者手当等を支給している場合は、妻の年収の条件を配偶者控除に合わせて103万円以下としてい

時代に合った制度へ

ることが少なくありません。妻の年収が103万円を超えて手当がなくなると、妻の年収が増えた以上に夫の年収が減り、世帯全体としての収入がさがってしまうこともあります。

配偶者控除がつけられたのは1961(昭和36)年のことで、この制度には、サラリーマン世帯と自営業世帯との税金のバランスを取るといった目的がありました。家事や育児など、家庭での妻の働きを評価したとも捉えられています。その後、1987(昭和62)年には、配偶者控除を補う形で配偶者特別控除がつけられました。しかし、これらは「夫が外で働き、妻が家庭を守る」という世帯を想定しており、現在の社会の状況に合わなくなっていることから、見直しが検討されています。

「103万円の壁」をキーワードに、自分の働き方やこれからの社会について、改めて考えてみてはいかがでしょうか。